

大学機関別認証評価自己評価実施要項（平成26年度実施分）修正箇所等一覧

●観点3-1-③ P23

【関係法令等】：2つ目の「附則第2項」を削除

【留意点】：4つ目の専門職学位課程の25年度までの経過措置を削除

〔修正等の理由〕

専門職大学院設置基準附則第2項の経過措置終了に伴う削除

●観点5-1-① P29

【留意点】：2つ目を削除

〔修正等の理由〕

「明確に定められ」という点において、誤解を招く記述のため削除

●観点5-1-③ P30

【留意点】及び【根拠となる資料・データ等例】：記載事項の移動整理

〔修正等の理由〕

大学院課程の観点における留意点との横並びから、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に関する記述を、留意する点として移動整理

●観点5-2-① P31

【留意点】及び【根拠となる資料・データ等例】：記載事項の移動整理

〔修正等の理由〕

大学院課程の観点における留意点との横並びから、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に関する記述を、留意する点として移動整理

●観点5-2-② P31

【留意点】：1つ目を一部修正、2つ目を追加

〔修正等の理由〕

大学設置基準（第23条（各授業科目の授業期間））の改正により、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合には、各大学の創意工夫により、多様な授業期間の設定を可能としたことにより修正。

●観点5-3-① P33

【留意点】：1つ目を一部修正、2つ目を削除

〔修正等の理由〕

1つ目：解釈が様々であることから、方針において示すべき内容を追記

2つ目：「明確に定められ」という点において、誤解を招く記述のため削除

●観点5-4-② P36

【留意点】：削除

〔修正等の理由〕

分析を妨げるものではないが、学士課程の観点における留意点との横並びから、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に関する記述を削除

●**観点5-5-④ P38**

【留意点】：一部修正

〔修正等の理由〕

当該観点は、主に夜間における教育方法を分析する観点であるが、教育方法の特例（大学院設置基準第14条）は、夜間以外の取組もあるため、誤解を招かないよう留意点を適切な表現に修正

●**観点7-1-① P43**

【留意点】：留意点を1つ追加

〔修正等の理由〕

大学設置基準（第34条（校地）、第35条（運動場））の改正により、空地及び運動場の代替措置が可能となったことから、適用している場合の分析が可能となるよう留意点を追加

●**観点8-1-① P49**

【留意点】：留意点を追加

〔修正等の理由〕

分析をしやすいよう、説明会等で大学側に説明した内容を留意点に追加

●**観点10-1-③ P58**

【留意点】：留意点を1つ追加

〔修正等の理由〕

観点7-1-①の修正に関連して、空地及び運動場の代替措置を適用している場合には、その状況を公表する必要があることから、分析が可能となるよう留意点を追加

●**別紙3 大学現況票Ⅱ作成要領 P63**

オ「備考」の欄：1つ目（専門職の25年度までの経過措置）を削除

〔修正等の理由〕

専門職大学院設置基準附則第2項の経過措置終了に伴う削除

●**別紙3 Ⅲ平均入学定員充足率計算表について P67**

「専門職学位課程」を追加

〔修正等の理由〕

1 研究科内に設置が想定されることから追加

●**大学現況票 別紙様式 P68**

「備考」欄にある実際の記載例を削除

〔修正等の理由〕

専門職大学院設置基準附則第2項の経過措置の終了に伴う削除